

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakaisushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二 コーポ幢ヶ谷九〇四

電話(03)3377-4649

FAX(03)32299-5367

振替 〇〇-〇〇-九一五八四三二

労働 中央労働金本店 No.1154163

購読料 月額700円

〈もくじ〉

■巻頭言■
「あの日から」

赤峰 正俊……………2

サブプライムローン問題の根本

編集部……………3

◇資料と解説◇

正社員から不安定雇用労働者へ

……………5

〇八春闘方針の特徴

資料1 二〇〇八春季生活闘争基本構想(連合・要旨)……………6

資料2 国民春闘共闘委春闘構想「要求事項と取り組み」……………7

資料3 ひょうご地域労働運動連絡会「活動の目標」……………9

「連立」騒動はまた起きる

滝野 忠……………11

この素晴らしい憲法を未来に

中野のカフカ……………13

読者からのおたより……………14

旬刊 社会通信

NO. 1013

二〇〇七年二月一日号

二〇〇七年二月一日発行
(毎月一日・十五日二回発行)

【なにがどう変わったのか】

一九八二年七月三〇日、「中曽根臨調」が提出した「国鉄分割民営化」に対する答申の中心は、「親方日の丸体質の排除」であり、長期債務の原因や公共交通の必要性は一切語られませんでした。

今日、次々と露呈する各省庁やそれと癒着する政治家の腐敗に国民は憤慨し、マスコミと政治は、その怒りをかわすために「民営化」を声高に叫び「公務員が悪い」と国民を扇動しています。まさに、中曽根臨調行革に踊らされた二五年前の「国鉄労働者・国賊論」と同じです。

「憲法を変える」と叫ぶ者たちでも二八条で唄われた団結権の侵害を公然と語ることはありません。しかし、団結権の侵害や組合差別は、公然と語られないだけで、実体的にそれを公然と行なっている日本社会の構造的矛盾が、現在の「格差社会」を産み出しているのです。その良い例が「国鉄事件」です。労働委員会のすべてが「不当労働行為があった」と断じました。さらに、「福知山線事故」などの事故原因は、「儲け第一主義」による「民営化」が原因であることはまちがいありません。「不当労働行為」と「儲け主義」に走り出したあの日から二〇年：いったいこの国の何がどのように変わったのでしょうか？

【チェック機能の喪失】

- (1) 労働運動は体制下に組み込まれ、「総評」は崩壊し「連合」という大企業（大単産）正規労働者（幹部のためだけ）のためだけの労働運動に変質した。
- (2) 労働組合の幹部は、現場労働者の要求に基づく組合運動を放棄し、会社幹部との密約（談合）による機関運営に終始している。
- (3) したがって、企業による不祥事や責任事故等に対して、全く「チェック機能」が働かず利用者や国民の「命と暮らし」に多大な被害をもたらしている。現在の日本社会に一番欠落しているものは、このチェック機能と断言できます。チェック機能を有する組織とは、労働組合・マスコミ・政党です。これらの組織が体制下に組み込まれてしまった今、チェック機能を取り戻すための運動が求められています。

【国鉄を知らない者たちと国鉄方式を錦の御旗にする者たち】

労働者のなかには「国鉄を知らない」という世代が多数になっています。したがって「国鉄闘争」などといったところで、さらに：：？？？となるのです。

国鉄闘争の当事者に求められるのは、国鉄闘争の主導権争い（国会対策や四者・四団体）にこだわるよりも、現在の社会構造の矛盾を直視した運動に身を投じて、その

犠牲になつている人々と、いかに連帯するかだと思います。

一方で、権力者は「安倍総理辞任」に見られる政局の原因は、いわゆる「年金・社会保険庁改革問題」であることを自覚しています。その対処を誤れば、政権を奪われる危機感を強めています。彼等は、この大ピンチをきり抜ける切り札として「国鉄改革方式」を「社会保険庁改革に適用する」と豪語しているのです。権力者ほど常に総括を怠らず次の一手を考えているのです。

長年にわたる自民党政権と、それを裏で操る財界、さらに、それらを手のひらで弄（もてあそ）ぶ官僚体質が、今の日本社会を作り出した諸悪の根元であることを、誰もが知つていながら、その核心に踏み込もうとしません。それどころか逆に手を貸すことさえあるのです。

【国鉄闘争が解決しない理由】

三つの例をあげれば、

(1) 一つは社会党が無節操に自民党に組み込まれ解体されたことです。
(2) 二つ目には、権力から作られ守られている「連合」が労働者の代表的存在と位置付けられている不幸です。

(3) 三つ目は「四党合意」という国鉄闘争を全否定する「政治介入」に、社民党・共産党・国労本部・地域平和センターまで荷担し破綻した事実を未だに反省もせず総括もできない現実です。

このような事例を、現実社会で苦しんでいる人々が知れば、労働組合や政党に対する期待は奪い去られ、「労働組合無用論」や「野党無用論」が発生し、やがて「会社第一主義」や「二大政党制」に傾斜し転化していくしかなくなるのは当然です。

現在の社会実態は、権力と反権力の奇妙な合作による産物なのです。「闘う」ということは、認めたくない事実も含めて一つ一つ検証し改めることです。国鉄闘争に限って言えば、国労組織の中だけで闘争方針を巡って右往左往してみたところで、少数派の中の多数派を気取る程度のことであり、世論と連動し認められる闘いには、決して発展しません。この闘いが拡がる要素は、私たち当事者の自立以外にはありません。私たち当事者が飛躍をするためには、勇気ある決断もあれば決別もあるのです。

(赤峰 正俊・大分県原告団)

サブプライムローン問題の根本

サブプライムローンとはなにか。プライムとは「一級」のことである。英語でプライム・ミニスターは「首相」というようである。サブとは「下級」を意味する。したがって、プライムローンとは「金持ち」階層への住宅ローンであり、サブプライムは、「貧乏人」階層への住宅ローンである。

貧乏人を対象とするサブプライムローンが世界経済を揺さぶっている。貧乏人が住宅購入に組んだローンがなぜ金融恐慌への引き金になるのか。これを考えるには消費

者金融と大銀行の関係がわかりやすい。消費者金融は大銀行から金を借りられない貧乏人に小口の金を貸す。彼らの仕事は貸すだけで預かることはない。元手の貸出資金を彼らは誰から調達するか。株式、社債での資金調達もあるが、中心は大銀行からの融資である。

金を借りれば利子がつく。利子は返済危険が大きくなるほど高くなる。大銀行は借り手の資産状況を念入りに調べ十分すぎるほどの担保をとって金を貸す。消費者金融はだれでもけっこう「すぐ貸します」だ。その手軽さが貧乏人を窓口へと向かわせる。金利はべらぼうに高い。最低でも二〇%である。十万円借りれば一年で二万円も利息をとられる。

消費者金融が大銀行から借りる資金の利子は三〜五%の間であろう。消費者金融は二〇%で貸すのだから利ざやは一七〜一五%にもなる。高利貸の根本である。

サブプライムローンがなぜ組まれたのか。この十数年、米国で土地・住宅等の不動産価格が上がりつづけた。貧乏人は住宅価格の「値上がり」をあてに住宅を買う。不動産屋は「値上がりします。今買い時。けっして損になりません」と売りつける。不動産価格は値上がりをつづける。不動産屋の商売はふくらみつづける。とうぜん資金は必要になる。

頭のいいやつはこんな商売を始める。不動産屋さんに、「あんたのもっているローンを債券化したら」というわけだ。米国の公定歩合は二〜三%だった。それに対しサブプライムローンは一〇%を前後する。多少、利息の取り分が減ったとしても、貸出し金が増すれば、さらに儲けが得られるではないかと。万事が「順調」に動いている時、ローンの借り主は貸し手に返済する。ローンが債権化され、ローンを担保とする商品に十分すぎる配当が支払われる。住宅価格が下がればどうなるか。ローンの返済はとどこおる。配当が支払われなく、この金融商品の値は下がる。やがて投げ売りが始まる。

金融の専門家ですらサブプライムローンの実体はわからないという。プロの彼らにわからぬことが、われわれ素人にわかるわけがない。以上が、私の考えるサブプライムローン問題の本質である。

資本主義は何でも飲み砕き融かしさるものすごいエネルギーをもっている。借金すら債権化し金融商品として儲けの手段にしてしまう。その出発点が一九八〇年代の中南米の債務危機であった。天文学的にふくれ上がった中南米諸国の債務処理のため、国際金融団体―世界銀行、国際通貨基金等―は債務を証券化し売り出した。たとえば百億ドルの債務を五十億ドルでというようにだ。

他方、国際金融団体は破産国家の黒字化、財政緊縮策を強制した。財政再建の進捗は債権の需要を伸ばす。債券価格は上昇する。国営企業民営化と株式売却がそれにはずみをかける。こうして、金融商品はふえにふえ、金融資本ですら実態がつかめないまでにふくれ上がった。

(編集部)

◇資料と解説◇

正社員から不安定雇用労働者へ

○八春闘方針の特徴

連合結成から二十年、春闘に代表された労働運動は変わった。連合は階級的労働運動を批判するＪＣの企業組合主義、旧同盟の愛国的労働組合主義の結集体としてつくられた。その連合が日本労働運動の中心となったのだから、変化は当たり前のこと。

「反連合」で総評を分裂させた全労連も変わった。国際自由労連を中心に結成された国際労連（ＩＴＵＣ）加盟方針を掲げるまでに。十月三一日に開かれた国民春闘共闘委員会総会で、全労連議長は○八春闘への態度として「哲学的価値観に凝り固まった運動でなく、石にしがみついても労働者の実利・実益をかちとる」と述べた。

○八春闘の特徴はなにか。

一、企業主義を中心とするＪＣ大企業組合への不信が連合はむろんＪＣ中小組合から顕在化したことである。連合会長は十一月一日に開かれた○八年連合中央討論集会で、中小共闘拡大を高く評価し、「回りは助けてくれない。自分たちの道をいく交渉の努力を」、「大手はサポートせよ」と公然と訴えた。

ＪＣ集中決戦は「賃上げ」より「賃下げ」要因となり、連合内部でも信頼を失った。二、統一要求基準の放棄である。連合の賃金政策は電機労連に典型的だ。電機の賃金要求基準（賃金改定必要性の四つの根拠）は①実質賃金の維持・向上、②国民経済の成長性、③産業・企業業績の成果反映、④賃金の社会性というもの。

「賃金の社会性」とは何か。意味不明だ。不安定雇用労働者群の増大で賃金が下がりにつづける時、「下がった」賃金に正社員賃金を合わせろというのか。「成果反映」については論外だ。好況下でも競争に負け赤字となる企業は少なくない。そうした企業組合に賃上げを要求する根拠はないということなのだから。これでどうして統一要求、統一闘争ができるのか。「国民経済の成長性」は実質マイナス、名目プラスが現状。賃金はほんのささやかなプラス。しかし、社会的搾取がプラスをマイナスに押し下げると、「実質賃金の維持・向上」をいうなら、一律の大幅賃上げを掲げる他ない。

労組の賃上げ基調は「わが産業にふさわしい」賃金。これが意味することは、「賃金が安い」だ。ならば、全労働者の「賃金はこれだ」を主張することが労組全体の課題となるのではないか。根本は賃金とは何か。ＪＣ主要企業労組は「支払い能力」論、旧同盟系労組は「生産性向上」見合い分。彼らの賃金論は「生産性三原則」にある。これじゃ、賃上げはない。大企業の「支払い能力論にはついていけない」「ＪＣ主要企業組合にまかせていたのでは、労資安定帯がくずれる」と旧同盟の中心組合ゼンセンが連合会長組合となり、今日の発言となった。

第三。分配率向上を主要テーマとし、中小労組、未組織労働者賃金「底上げ」、最賃をたたくいの中心としたことだ。労働運動は正社員を中心とするものから不安定雇用労働者に舵を切った。

第四。全労連、連合の方針はこの他もほとんど変わらない。たとえば①「賃金改善」、

②ワーク・ライフ・バランス、ワーク・ルール（連合）に対し、「働くルール」（全労連）である。時間外割増要求も同じ。

第五。違いがないわけではない。全労連が憲法擁護を前面に掲げ、運動を強調するのに対し、連合は運動をいっさい掲げない。

連合、全労連はともに賃金の底上げ、未組織の不安定雇用労働者群の組織化、最低賃金制度確立に力を入れるとする。しかし、要求は時給一千円。二千時間働いても年収二百万円。せめて時給二千円の要求を。

資料 1

二〇〇八春季生活闘争基本構想（連合・要旨）

二〇〇八春季生活闘争の基本的な枠組み

1、二〇〇八春季生活闘争の役割と基本スタンス

(1) 春季生活闘争の役割は、生活の維持・向上をめざし、社会的な分配のあり方に労働組合として積極的に関与し、内需拡大などマクロ経済への影響力を発揮することにある。

足下の状況を踏まえ、マクロ的には労働側の実質1%以上の配分の実現をめざす。そして、同時に経済成長に見あつた配分の追求を通して、非正規労働者を含むすべての勤労者への適正な成果配分の実現をめざす。

(2) 月例賃金を重視した賃金改善に積極的に取り組むこととする。とりわけ、未組織を含む全雇用労働者を視野に入れ、中小企業労働者の格差は正やパート労働者などの非正規社会や低所得層を重視し、全体の底上げをはかる。

(3) 労働者全体の底上げをはかるためには、法定最低賃金を生活可能な水準に引き上げる必要がある。同時に、法定最低賃金の引き上げにつながる企業内最低賃金協定の締結・改定に向けた取り組みを強化する。

(4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働き方と生活に関わる様々な歪みの是正をはかる必要がある。このため、長すぎる労働時間にも目を向け、総実労働時間の短縮と割増率の引き上げに取り組む。

(5) 連合と産別の役割分担を踏まえ、中小共闘、パート共闘等の強化による相乗効果が発揮できる共闘体制を構築する。

2、すべての組合が取り組むべき課題（ミニマム運動課題）

(1) 賃金カーブ維持分を確保したうえで賃金改善に取り組む。

(2) パート労働者等も対象に含め賃金をはじめとする処遇改善に取り組む。

(3) 連合リビングウェイジの水準をふまえ企業内最賃協定を締結する。

(4) 長すぎる労働時間を是正するため総労働時間の短縮に取り組む。

(5) 時間外・休日労働の割増率の引き上げに取り組む。

III 具体的な取り組み課題

1、政策制度の課題（政策委員会）

2、賃金改善、格差是正の取り組み

賃金改善

① 賃金カーブ維持分を確保したうえで、ベースアップや時給引き上げ、賃金カーブの是正、低賃金層の底上げ等によって、積極的な「賃金改善」に取り組む。

② 未組織を含む全労働者を視野に入れ全体の底上げをはかる。

③ 生活のベースとなる月例賃金の改善を最優先し、年間収入の維持・向上をめざす。

(2) 中小・地場組合の賃金改善（中小労働委員会で協議）

① 単組は、自らの賃金実態や賃金カーブの課題を把握し、社会水準や生計費等との比較、時系列での分析などを行い、その是正に取り組む。

② 産別・地方連合会は、中小・地場共闘を通じてこうした取り組みを支援する。

- ③ 賃金引き上げの要求目安（上げ幅、水準）を設定する。
- (3) パート労働者等の待遇改善（パート共闘会議で検討）
労働条件の明示など、法令遵守と「パートだから」という考え方に起因する差別的取り扱いを排除し、労使交渉によって均等待遇をめざす。以上の基本目標を踏まえ、取り組み項目等について設定する。
- (4) 賃金水準の参考目標値
- | | |
|----------------|------------|
| 標準労働者の賃金水準 | |
| ○ 三十五歳勤続十七年労働者 | 所定内賃金 円以上、 |
| ○ 三十歳勤続十二年労働者 | 所定内賃金 円以上 |
| ○ 十八歳初任給 | 円以上 |
- ② 年齢別最低賃金（勤続〇年者）
年齢別最低賃金については、連合が示す参考目標値のほか、産別ごとに水準を設定し底上げをはかる。
- 三十五歳 円以上、 ○ 三十歳 円以上
- (5) 男女間の労働条件格差の是正（男女平等委員会で検討）
- 3、底上げをはかる最低賃金の引き上げ
すべての労働者が、最低限の生活ができる賃金水準を実現すべく、社会的な水準規制を行う。
- (1) 企業内最低賃金の取り組み
- ① 全従業員対象の企業内最低賃金協定の締結を連合リビングウエイジの水準を目標に行う。
② 法定最低賃金の引き上げに結びつく企業内最低賃金協定を締結する。その内容は、連合リビングウエイジの水準を上回るものとする。
- (2) 法定最低賃金の引き上げ
① 生計費を重視し、最低限の生活が可能な最低賃金水準の実現に全力をあげる。
具体的には、労働条件委員会のもとに設置する最低賃金小委員会（仮称）、全国最低賃金担当者会議で検討する。
- ② 最低賃金水準の引き上げのため、社会的キャンペーンを展開する。
- 4、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の改革
総実労働時間を短縮し、ワーク・ライフ・バランスの実現をはかるためには、社会的な運動をつくる必要がある。このため、中期時短方針にもとづく取り組みを進めるが、次の取り組みを積極的に推進する。
- (1) 所定労働時間の短縮（休日の増加、一日の労働時間の短縮等）とともに、有給休暇の取得促進と付与日数の増加をはかる。
- (2) 長時間労働の原因のひとつである時間外労働を削減するため、三六協定の協定内容の再確認、周知を徹底する。また、三六協定の締結にあたっては労働時間の延長時間の短縮に取り組み。
- (3) 割増率を連合の目標（時間外五〇％、休日一〇〇％）に向け引き上げをはかる。このため、二〇〇八年闘争における具体的取り組み方、内容について検討する。
- (4) ワーク・ライフ・バランス実現のため、労働組合自らが主体的に「働き方改革宣言」を発して自己改革と職場の改革を進める。
- 5、ワークルールの課題Ⅱ略
- 6、取引関係の改善と公契約に関わる運動Ⅱ略

IV、闘いの進め方

- (1) 産別による情報開示をもとに地域、未組織も含め情報提供を積極的に行い相場波及をめざす。
(2) 中小共闘、パート共闘等の共闘、連携の強化により相場波及をめざす。
(3) 日本経団連をはじめとする経営者団体に対する連合の主張を明確にする。
(4) 労働基本権にこだわる春季生活闘争の交渉を進める。

資料2

国民春闘共闘委春闘構想「要求事項と取り組み」

- (1) 格差と貧困是正をめざした賃金底上げ、働くルール確立のたたかい

- ① 賃金闘争では、社会全体としての労働分配率の低下にも着目し、生計費重視の観点からも全ての参加組織にベア要求を積極的に掲げることを呼びかける。また、最低賃金闘争とも連携させた「賃金底上げ」を産業別、企業別の運動としても重視する。それらのことから、統一賃金要求目標については、「賃金底上げ」をより強調する表現のあり方について論議する。
- ② 参加組織共通の取り組み課題として、「最賃協約」締結運動の強化を呼びかける。各組織は、「〇〇〇職場からワーキングプアをなくせ」、「〇〇〇産業ではワーキングプアは生み出さない」、「〇〇〇地域からワーキングプアの一掃を」などの要求スローガンを積極的に掲げ、社会的な取り組みも強める。
- ③ 大企業のぼろ儲けと、その反労働者的な配分のあり方などを告発し、社会的還元を求めキャンペーン運動を再強化する。
一月中旬の時期に、「トヨタのぼろ儲け、横暴を告発するシンポ（仮称）」を東京都内で実施することを検討する。
地域で対象企業を特定して取り組みの集中をはかる。「大企業総行動」を二月初旬の時期に実施することで論議を進める。
- ④ 最低賃金「一時給一〇〇〇円」実現に向けた取り組みを、全ての地域と単産で強化する。
産別では、産業内に最賃闘争の「風が吹く状態」を作り出すことに努力する。
地域組織では、地域間格差の是正も前面に置き、地域最低賃金「一〇〇〇円」の実現を求めるキャンペーン運動や、自治体、経営者団体、労働組合などへの要請・申し入れ行動を引き続き強める。地域の最低賃金水準の相場形成の位置づけなども意識して、自治体関連労働者の賃金改善要請行動を継続強化する。
これらの取り組みを進める上での中心的な取り組みとして「第二次働くルール署名（国会請願署名）」の具体化を図る。
- ⑤ 最低賃金闘争では、最低保障年金制度実現、生活保護ひき下げ反対など社会保障闘争、重税反対・税金負担の軽減を求める国民的な運動、さらには米価など生産者価格での生活保障を求めるたたかいなどとの連携を図る。
民主団体など諸団体と共同した「国民負担増の軽減を求め最低生活保障の実現を求める運動」の強化、発展をめざし、懇談会、集会、行動などの具体化を図る。
二月中旬（一二日の週）に中央行動を設定し、格差と貧困の是正を求める国民的な運動の総決起集会として、単産・地方組織や諸階層の労働者と民主団体などが生活改善要求を持ち寄り社会的にアピールし、政府と財界に実現をせまる行動として取り組み。
雇用の安定、労働時間短縮を重視した「働くルール確立」運動を強化する。
- ⑥ 「第二次働くルール署名」に、労働者派遣法の抜本的見直しと八時間労働厳守などを求める要求事項を含め、これを軸に運動の前進を図る。
組織内では、要求項目の学習運動を強化するとともに、労働時間短縮や次世代育成支援、均等待遇などをもとめる協約締結の取り組み前進を図る。
所定外労働での割増賃金一五〇%を統一要求として掲げることで論議を進める。
- ⑦ 労働者派遣法の改善要求を掲げ政府追及と国会要請行動を強める。先の「働くルール署名」も武器に、特に国会議員要請行動の強化を図る。
各組織の協力も得て、登録型派遣労働の実態告発や、引き続き偽装請負の実態告発などの具体化を進める。
- ⑧ 公務サービスの充実、労働基本権確立をはじめとする民主的公務員制度改革を求めるとり組みを継続強化する。
「公務サービスの充実を求める署名」に共同して取り組みとともに、公務員制度改革基本法案の提出が想定される通常国会での行動支援を強める。
- ⑨ 国鉄闘争、N-TT闘争などあらゆる争議の勝利解決をめざすとり組みへの共同を強める。
特に国鉄闘争については、一二月の全動労裁判・東京地裁判決もふまえ、全面解決を求めるとり組みを強化することとし、全国的な宣伝統一行動や争議総行動の具体化などを検討する。

(2) 安全・安心な地域社会を求める取り組み

- ① 教育、医療、福祉などの実施、充実を求める地域行動の具体化をはかる。

春の地域総行動を二月下旬に設定することとし、地域組織と関係単産の協力も得ながら、事業団体要請、自治体要請の具体化を図る。後期高齢者医療制度や介護制度での負担増や医療・介護「難民」解消を求める地域での共同組織作りなどをすすめる。

② 住民要求も取りまとめた自治体要求運動に、労働組合として積極的な役割を果たす。大企業誘致には多額の税金を投入しながら、非正規労働者増などの雇用破壊に対する対策や、農林漁業も含めた地場産業振興には十分な対策をとらない自治体も少なくないことから、住民本位の自治体再生をめざす取り組みを民主団体、市民団体などとの共同の運動として追求する。

公契約条例制定も求める運動を共同して取り組む。

③ 災害被災者支援法の改正運動、生活保護制度の基準ひき下げ反対の取り組み、「ネットカフェ難民」をはじめとする住まいを持たない労働者への支援活動などを、関連団体とも共同しながら取り組みの具体化をめざす。

(3) 改憲策動に反対し、平和と民主主義をまもる憲法闘争

各団体が取り組んでいる「改憲反対署名」での相互協力を強める。また、署名運動の推進ともかかわって取り組まれる諸行動や、「二五・三集会」、「九条世界会議」など共同の取り組みに結集する。

「テロ特措法」にかかわる〇七年秋閣段階での国会審議状況も見極めつつ、自衛隊のイラク、インド洋からの撤退と在日米軍基地強化に反対するとり組みを強める。

資料 3

ひょうご地域労働運動連絡会「活動の目標」

1、組織

ひょうご地域労働運動連絡会には、現在、七つの地区労と六つの労働組合が参加しています。兵庫県を見ると、瀬戸内地域を中心に西部地域で参加していることになりましたが、中部・北部地域は空白です。現在存在している地区労としては三木の参加を得られていませんが、それ以外ではナショナルセンター参加の地域組織しか存在しません。労働組合の直接参加も含めて呼びかけを広げましょう。

2、総会と運営委員会

総会を、一一月の祝日または土・日曜日の午後開き、記念講演など多数の組合員が参加できるものにしていきます。運営委員会は、各地域、労働組合での取り組みや課題について交流し、県内での運動状況を集約します。そして、共通課題について論議するとともに、労働者の組織づくり、県下的な労働組合共闘づくりをすすめます。

3、情報・資料の発行

各地域や組合での闘いや動きなどを事務局に集約し、情勢認識の統一、協働の取り組みが前進するように努めます。

(1) 情報紙『HYOGO 地域労働運動』の月一回発行をめざし、定期的発行に努めます。

(2) 春闘時に、『春闘討議資料』を発行します。

(3) メールによる連絡網、通信体制をつくります。

4、〇八春闘

一二月から春闘のシンボルマーク・合言葉の募集をおこない、全地域からの参加をめざします。〇八春闘討議集会は、二月一六日～一七日（土・日）の日程で開催します。

兵庫たたかう仲間の集会は実行委員会を設けて取り組みます。また、最低賃金の引き上げを求め署名や陳情・請願に取り組みます。

① 〇八春闘シンボルマーク・合言葉をみんなでつくり、春闘グッズを買おう

① シンボルマーク入選 一点：賞金五〇〇〇円、 佳作 数点：一〇〇〇円

② 春闘グッズ 二五〇円

5、労働相談・組織化

労働組合の推定組織率は七五年以降毎年減り続け、いまや二割を割り一八・二%（〇六年）となつています。企業規模一〇〇人未満では一・一%でしかありません。ほとんどの労働組合が組合員を減らしているなかで、組合員を増やしているのはユニオンだけだといっても過言ではありません。グローバルイズム・新自由主義路線のもとで、正規職から非正規職への置き換えが急速に進行し、いまや働く人の三割が非正規職、女性では五一%を超えています。こうしたなかで、雇用形態、勤務先に拘わらず誰でも加入できるユニオンの必要性がますます大きくなっているからです。県下この地域にも、働く者が安心して相談でき、受け皿となる組織が存在することが求められています。

- (1) 相談活動も県下全域に展開できるように取り組みを広げてください。
- (2) 秋のホットラインをコミニティ・ユニオン全国ネットワークの全国一斉の取り組みに参加し一月に取り組みます。
- (3) 春のホットラインは兵庫独自の取り組みとして開設します。
- (4) その他、ユニオン・安全センターなどが取り組みを労働相談活動を支援します。

6、不当な権利侵害と闘う労働者・労働組合を支援する仲間の輪を上げ、抗議行動にも協力して取り組みよう

新自由主義路線による競争激化により、経営の効率化、価格破壊などのしわ寄せが結局は労働者に転化され、解雇、賃下げ、労働条件の一方的変更、イジメ etc. : 経営者のやりたい放題が広がっており、これを許さない労働者・労働組合間の連帯が求められています。たまたか仲間を支える取り組みを広げましょう。

- (1) たたかう仲間を支援する冬・夏の物販活動に取り組みます。
- (2) 国労闘争団の闘いを支援します。
- (3) 尼崎地区労・酒井議長に対する不当配転裁判を応援します。
- (4) その他、各組合の争議・ストライキなどに対して支援の取り組みをします。

7、戦後労働法制総破壊の「労働ビックバン」を阻止し、働く権利の向上をめざそう

労働時間規制から除外される労働者をつくる日本型イグゼンションを導入する労働時間法制の改悪、そして労働組合否定につながる労使委員会の導入、解雇の金銭解決、就業規則の変更の労使委員会決定など少数派を否定する労働契約法の制定が、来年の国会会程をめざして急ピッチで準備されています。

さらに、世界最悪と言われる日本の派遣法も、派遣期間制限を撤廃する法改悪の準備もされています。これが法制化されれば、もはや企業に直接雇用の原則がなくなってしまうこととなります。すでに日本社会も非正規職が三五%を超えたと言われていますが、非正規職化が一举に進むことになるに違いありません。全国的な反対運動の組織化も着手されていますが、兵庫的でもひょうご労働法律センターと協力して運動の呼びかけを始めます。

- (1) 労働ルール総破壊NO！ ひょうご連帯会議の取り組みに参加します。
 - (2) ひょうご労働法律センター、ひょうご労働安全衛生センターのセミナー等に参加します。
- ## 8、地域からの新たな生活保障賃金闘争を創り出そう

兵庫県パート・ユニオンネットワークを中心に、「パート時給一二〇〇円は高いか？」のキャンペーンを取り組んできましたが、生活保障基準と比べて大きく下回る非正規職賃金の引き上げは、正規職の非正規職化、賃金破壊の進行のもとで、ますます全労働者の課題となつていと言えます。格差社会の進行に歯止めをかけ、いまこそ誰もが安心して人間らしく働き生活できる権利を確立する最低賃金の大幅引き上げ、自治体レベルでの生活保障賃金（リビング・ウェイジ）や公契約条例制定の運動など労働基準、生活基準の確立をめざして闘っていく必要があります。

9、憲法改悪反対、イラクへの戦争反対、米軍基地再編反対など平和を守る運動を広げよう

- (1) 平和憲法を守る兵庫県連絡会議の運動に積極的に参加しよう。
- (2) ピースネット、9条の会など各地で市民運動と連携して運動をすすめてよう。

「連立」騒動はまた起きる

音楽と時代性

生で聞きたい曲があった。ラベルのボレロである。この曲は始めから終わりまで、同じリズムのくり返しである。それでいてあきさせない。管楽器のたおやかな調べと弦楽器のつまびきから始まり、曲は緊張の度を高めていき、管楽器、弦楽器、打楽器奏者が力つき果て、終曲する。人生、世界の歴史を刻むかのようにである。

古代から中世はキリスト教文化が支配した。文化の一つの音楽ではミサ曲だ。その代表者がバッハ。重商主義の絶対王朝が支配した封建時代、モツアルト、シューベルトは「絶対調和」を奏（かな）でた。貴族文化最後の調べがシュトラウス一家のワルツ群だ。封建時代から資本主義時代の過渡期にあるのがブラームス。旋律は旧さと新しさを秘めており、ベートーベンの素材になっているやに思われる。

ベートーベンがブルジョア革命の思想を音楽で表現した「大思想家」だ。「調和」の時代でなく「激動」の時代、貴族社会から「市民社会」への高揚を謳い上げた。モツアルト、シューベルトは平穏な時代、心めいつている時、やすらぎを与えてくれる。シュトラウス一家は一時を忘れたい時にである。ベートーベンは気力、体力ともに充実していない時でないと、逆にくたびれてしまう。九つの交響曲、三つの代表的ピアノ曲のうち、心をかき乱されずに聞けるのは「田園」だけとは云えないか。この田園にも人間、そして世界の葛藤が心をさいなむ。

資本主義時代になると音楽は「不安」の表現となる。哲学の世界にキルケゴール、ニーチェが現れるようにである。他方、シヨパン、シヨスタコビッチ、ドボルザーク、シベリウスのように、民族独立・革命を激情、たゆまぬ行進で奏でる。そして、サティのようにささやかな小市民的夢を表現するといったようである。ラベルはそのいずれになるのだろうか。

小沢はだまされた？

日本政治も「くり返し」である。だが、最初は衝撃をもって、あとは墮落の連続である。

参院選で民主が勝った。有権者が「反」あるいは「非」自民に転じた結果である。背景に、資本主義的蓄積の一般的法則が勤労諸社会層の生活を破壊したこと、マスコミが競争の「勝者」から「敗者」支援へと、とつぜん方向転換したことが、格差と二極化を社会・経済問題の中心とし、選挙の争点としたのである。

自民党から「サヨナラ」した票は民主に集中した。国会に議員をもつ小さな政党、議員をもたない政党は、勢力を拡大することはできなかった。自民党支持者の基盤がくずれ、国民世論が乱れることはいいことだ。各党は新しい支持基盤づくりという競争を余儀なくされる。それには己れの党の立脚基盤、政策の明確化が必要となる。

民主は「政治は生活」、自民は「国際競争力強化」を参院選の焦点にすえた。民主

の選挙政策の背景に、民主党支持基盤、基礎体力の弱さを知る小沢一郎の戦術がある。彼は連合詣をくり返した。「反労組」から「親労組」への転換、「選挙に勝つ」ため手練手管の戦術であった。小沢は八月三〇日、国会対策について、①結果いかんでは衆院選も、②それが政権への道のり、③国民サイドに立つ法案をできるだけ参院で可決する、④衆院で自・公はどうするという形にもっていくと述べていた。

自民の民主党観は、「第二自民党」というもの。TVタレント以上の「直感力」をもつ小泉は十月四日、これを①ともに自民の仲間、②民主党は反主流派、③選挙ではたたかうが国会では協力政党と解説してみた。「連立」論は高まっていく。旗を振ったのが、ボケ老人の渡部恒雄（読売新聞会長・主筆）、中曽根康弘（元首相）である。日経、読売の世論誘導が小沢を巻き込んでいく。そして小沢はだまされた。

国民は国会での党首討論を期待した。「政治は生活」の中味を見極めたかった。期待はとつじよ裏切りと失望に変わった。密室での党首会談である。一回で終わらず二回も、密室論議は三回もである。あとのゴタゴタはだれも知るところだ。

小沢の主張は「選挙で競りあって」でなく、「大連立に参加して政権担当能力をつけて」政権獲得をめざすに代えられた。現代の労組方針流に言えば「要求・抵抗路線はふるくなつた。今は参加・提言・改革の時代」である。民主が小沢辞任を認めず、小沢が謝った。そして元のサヤに納まった。政局は一転して攻守所を変えた。福田は小沢との会談について「アウンの呼吸ですよ」と小沢をつき離すといったようにである。

「政界再編」

小沢は「大連立は認めない」との民主の方針を条件に復帰した。第二、第三の連立構想はもうないのか。さらにくり返されることは間違いない。民主党の迷走で総選挙の可能性は遠のいたが、一年以内にはおこなわれる。総選挙の結果はわからない。一つだけいえることは衆院で自民党が現状より増えることはないことだ。参院選は三年後である。参院での民主優位の状況は六年さきまでつづく。

日本の政治は議院内閣制、二院制をとる。二院制は自民一党支配で機能することはなかった。今はじめて二院制の意義が問われたのである。

自民、そして第二自民党・民主の支持基盤は揺れている。有権者の八〇%超は労働者である。中間階層はほんのわずかである。八〇%の労働者をどちらが取り込むか。メディアが「第四の権力」とされる背景である。だが、メディアは権力機関ではない。「第四の権力」という言葉に、権力に利用されるメディア、読売会長が「大メディアの主筆が世論をつくってなぜ悪い」との腐敗と墮落が示されるだけである。

現情勢は激動の兆しをみせている。米国はイランでも侵略戦争を起こしかねない姿勢を強めている。サブプライムローンを口実とする金融不安は金融恐慌にも発展しかねない。さらに金、原油等天然資源のめちやくちやな高騰と国家までが投機に狂奔する異常事態である。これらの情勢の変化は日本政治を直撃する。六ヶ国協議が朝鮮政策を破たんの淵に追いこんだようにである。

民主は自民党とお友だち。「アウンの呼吸」で次の事態に備えるに違いない。新たな連立騒動はこうして必ず起きる。この時、労働者からの民主への支持は消える。政治は新たな局面に入る。この時、保守二党制は誤りだったことがはっきりする。生活が労働者に次の任務を教える。第三極をいかにつくるかだ。第三極の要になるには力と知的権威が必要だ。

(滝野 忠)

この素晴らしい憲法を未来に

私たちの平和憲法、日本国憲法は、近代史のエッセンスが集約されています。近代になって、人類が獲得してきたもの全てが上手く書き込まれています。このことは憲法第九七条に「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果である」と記されている通りであります。

憲法の前文に平和的生存権が書き込まれています。日本国民のみならず、全ての国の国民に世界中の人々に平和のうちに生きる権利、平和的生存権があることを謳っています。これは世界でも日本国憲法ただひとつです。この平和的生存権の規定は、一九四一年の大西洋憲章からきています。

憲法9条には戦争放棄と戦力の不保持、交戦権の否認が謳われています。これは一九二八年に戦前の国際連盟で締結されたパリ不戦条約と、一九四五年六月に採択された国連憲章第二条の最良のエッセンスを組み合わせたものです。

第十三条では、個人の尊重と幸福を追い求める権利、幸福追求権が謳われていますが、これはアメリカ独立宣言があった一七七六年、独立宣言があった少し前にヴァージニア州で出来たヴァージニア憲法で、歴史上はじめて登場したものです。これには一七世紀のイギリスの政治学者ジョン・ロックの思想が影響しています。

そして第3章の人権条項の中でもうひとつの要が、人間が人間らしく生きる権利を謳った第二五条ですが、この生存権の規定は一九一九年のワイマール憲法第一五一条に由来しています。人類は一八世紀から一九世紀にかけて、さまざまな自由を求め市民革命を起こしましたが、二〇世紀に入り、今度は実質的な平等、生活改善を求めるようになりました。そしてこのことが歴史的に初めて憲法の中に登場したのが、一九一九年のワイマール憲法です。このワイマール憲法の精神を脈々と引き継いでいるのが、日本国憲法第二五条であります。生存権を明文化している憲法は、世界で三つしかありません。一九四七年のイタリア憲法、一九九三年のロシア憲法、そして日本国憲法の三つです。この中でも、最も明白に人間らしく生きる権利を謳っているのが日本国憲法である、とされています。

第二四条男女同権は、戦前の日本で暮らしたベアテ・シロタ・ゴードンさんが提案したものです。ベアテさんは、戦前に両親とともに来日し、幼少期を日本で暮らしました。そこで見たものは、日本の女性の無権利な状態でした。その経験から「女性が幸せにならなければ、日本は幸せにならない」と痛感しました。そして第二四条両性の平等を提案し、憲法の条文になります。このことは「ベアテからの贈り物」という

映画でも紹介されています。

そして憲法の前文には一八六三年、アメリカの第一六代大統領リンカーンのあの有名な演説が、形を変えてきちんと書き込まれているのです。そうです。あの「人民による、人民のための、人民の政治」です。この言葉が憲法の前文に組み込まれていません。

「その権威は国民に由来し」「その権力は国民の代表者がこれを行使し」「その権利は国民がこれを行使する」憲法の前文のうちに、これらの言葉があります。この前文の言葉を簡単に言えば「人民による、人民のための、人民の政治」です。

この素晴らしい、人類の英知を結集した、人類の財産ともいえる憲法を、自分達の利益のために書き換えてしまおうという勢力が台頭してきています。

日本の政界、財界、マスコミ、アメリカの一部の戦争勢力が一体となって、人類の歴史的到達点であり、歴史的財産である日本国憲法を、いま書き換えようと目論んでいます。

先の太平洋戦争で、アジアで二〇〇〇万人、日本人だけで三一〇万人の犠牲者を産んでしまいました。その礎のうえに出来たのが平和憲法です。この憲法を守り育み、子どもらの世代に伝え、アジアのために、日本のために生かして行こうではありませんか。

(中野のカフカ)

◇ 読者からのおたより ◇

「大衆の中へ！」 一千号誌に「統一地方選で勝った」とし、今後の米沢の活動、「党活動」・「地域ユニオンなど労働運動」・「改憲阻止の活動」に元氣の出る成果を挙げたと報告しました。なんぼ自民対民主の闘いと世論操作があつたにせよ、米沢では「9条ネット」に結集する我が党と市議三名、市議OB三名プラス栗原推薦を明確にした三単組と言う態勢、又、他地域に劣らない行動をしたと、自負をしているのに千票を切る結果となり、先の寄稿は早まったと、若干後悔しています。他地区に負けない行動なのに、この結果は何故なのか、多くの要因が想定されますが、何よりも重要なのは、「選挙時」だけの訴えだけでは駄目、に尽きるのではないか、日頃の「人との付き合い」が結果に結びつくのではないか、「大衆の中へ！」を考え込むこの頃です。(米沢・千葉)

編集部より 二大政党制は小さい党にはきつく作用しますものね。

地区労の課題 五四回定期大会では多くの課題が存在。一つには地区労組織の活性化。地域の労働者の交流の場として機能を發揮すること。組合員一人、一人が地区労活動、春闘、原水禁、反戦集会などに年間一回は参加する作風を作ろう。二つにはユニオン運動の強化。未組織労働者の組織化や非正規労働者の権利拡大からユニオンの組織強化をめざす。そのためにも宮ユニオンの労働相談活動に積極的に関わり、多様な行動展開をめざそう。三つには行政に対する要求活動を強化。四つには労働法制の改悪阻止。五つは憲法改悪阻止、平和を守るために全力を尽くす。(地区労宇都宮) 編集部より ムキダシの資本主義の現れ、政治の墮落と腐敗。保守二党制のほころびも見えてきました。小さな固まり、拠点が新しい社会づくりの根拠地となる。(活躍を)

「PAC3の霞ヶ浦基地配備を考える学習会」 ネットワーク500を含む4者共催で「PAC3の霞ヶ浦基地配備を考える学習会」を十二月一日(土)午後六時開催。PAC3配備は東アジアに緊張、地域住民に危険をもたらし、技術的には「巨額のムダ」と評され、ミサイル一発で五億円、初期投資だけで一兆円という税金のムダ使いです。当日は講師に、ミサイル問題に詳しい軍事問題専門家、ピースデポ理事の田巻一彦さんを横浜からお招きしています。(牛久市議・杉森 弘之)